

(案)

令和8年度沖縄県漁業取締船「はやて」用免税軽油売買単価契約書  
(沖縄本島)

沖縄県知事 (以下「甲」という。)と、 (以下「乙」という。)とは、  
以下の条項により免税軽油の売買について単価契約を締結する。

第1条 契約品名、予定数量、単価等は次表に挙げるとおりとする。

品名	単価	予定数量	単位	備考
免税軽油	●円●銭 うち、取引に係る消費税額 ●円 ●銭	59,000	L	

(注意) 「取引に係る消費税額」とは、消費税法第28条第1項及び第29条の規定に基づき契約金に110分の10を乗じて得た金額である。

(契約保証金)

第2条

(契約期間)

第3条 この契約期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

(納入場所及び納入方法)

第4条 乙は、甲の発行する軽油引取免税証により、甲が指定する沖縄本島で給油可能な港において物品を納入するものとする。また、乙は物品の納入後速やかに納品書を甲に提出するものとする。

(納品日)

第5条 甲は、物品の納入を求めるときは、あらかじめその旨を乙に通知するものとする。

(物品の安定供給)

第6条 乙は、定期的に点検を実施し物品の安定供給に万全を期さなければならない。予定数量は増減を生じることがあっても、乙は異議を申し立てないものとする。

(物品の検査及び補償)

第7条 乙は、物品の納入をしようとするときは、品質・規格・数量等について、甲の検査を受けなければならない。

- 2 前項の検査の結果、不合格と決定した物品は遅滞なく良品と取り替えなければならない。
- 3 乙が、前項の代替物の引渡しに応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。このために乙に損害が発生することがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

(代金の支払い)

第8条 乙は、契約物品を納入した分に対し、1ヶ月ごとにとりまとめて請求するものとし、甲は、乙の適法な支払請求書を受領した日から、30日以内に代金を支払うものとする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りでない。

(契約変更)

第9条 この契約終結時において、予想することができない経済情勢その他情勢の変化により物価の変動が生じ、そのため契約単価が著しく不相当であると認められるとき又は補助金等の給付があった際は甲乙協議の上、契約単価を変更することができる。

(天災地変等に起因する契約不履行の願出)

第10条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により、期限までに物品を引き渡すことができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。

- 2 前項の願出は、引渡期限までにしなければならない。
- 3 甲は第1項の願出が正当であることを認めるときは、これを承認し、次条の違約金を免除することができる。

(違約金)

第11条 乙が、契約期間内にその義務を履行し終わらないため、期間の延長を求めたときは、遅延日数に応じ、未済部分の代金契約の額に対し年3パーセントの違約金を甲に支払わなければならない。ただし、天災、地変その他、乙の責によらないものについては、違約金は徴収しない。

(権利義務の譲渡)

第12条 乙は、この契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(契約の解除)

第13条 甲は、次に挙げる場合においては、この契約を解除できるものとする。

- (1) 乙が、本契約の条項に違反したとき。
- (2) 乙の責に帰すべき事由、違反行為により、契約目的を達することができないと認められるとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することがで

きる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約をしようとする相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を終結したと認められるとき。
  - (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手としていた場合（前号に該当する場合を除く）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 3 前2項により契約を解除した場合において、甲が損害を受けたとき、乙はその損害を賠償しなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第14条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（協議事項）

第15条 乙はこの契約条項の他、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県財務規則第12号）を守るものとし、この契約に定めのない事項及びこの契約の各条項に疑義が生じた場合は、甲乙協議するものとする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通保有する。

令和 年 月 日

甲

沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県知事

印

乙